

# 都市計画の原案(高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区、上福島地区、都市計画道路滝川通り線)の閲覧と公聴会を開催します

都市建設課 ☎(64) 7707

玉村都市計画区域区分(線引き)の変更、玉村都市計画工業団地造成事業の決定、玉村都市計画用途地域の変更、玉村都市計画地区計画の変更、玉村都市計画道路滝川通り線)の閲覧と公聴会を開催します。

## 原案の閲覧

### 【県原案】

①玉村都市計画区域区分の変更

内容 高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区(※1)について市街化調整区域から市街化区域へ編入、上福島地区(※2)について市街化区域から市街化調整区域へ編入(逆線引き)

※1 町道の位置変更に伴い、区域区分の位置がずれた場所について市街化区域へ編入

※2 堤防の位置変更に伴い、河川敷になった場所について市街化調整区域へ編入

②玉村都市計画工業団地造成事業の決定

内容 高崎玉村スマートIC北地区について工業団地造成事業を決定

問い合わせ先 県都市計画課 ☎027(226)3656

### 【町原案】

①玉村都市計画用途地域の変更

内容 高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区について用途地域を指定、上福島地区について用途地域を廃止

②玉村都市計画地区計画の変更

内容 高崎玉村スマートIC北地区について地区計画を指定

③玉村都市計画道路の変更

内容 都市計画道路滝川通り線について一部廃止

問い合わせ先 町都市建設課 ☎(64) 7707

閲覧期間 10月11日(金)

## 内容

地区名	面積	区域区分 用途地域		地区計画	工業団地造成事業
		変更前	変更後		
高崎玉村スマートIC北地区	約20.7ha	市街化調整区域 無指定	市街化区域 工業専用地域	○	○
上茂木・南玉地区	約0.02ha	市街化調整区域 無指定	市街化区域 第一種住居地域	—	—
上福島地区	約0.8ha	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	市街化調整区域 無指定	—	—

路線名	内容
都市計画道路滝川通り線	一部廃止

## 対象地区・路線



10月25日(金)  
※土・日曜日・祝日を除く  
時間 午前8時30分～午後5時15分  
場所 玉村町都市建設課  
※県原案は県都市計画課・伊勢崎土木事務所でも閲覧できます。  
公聴会の開催  
日時 11月13日(水)  
午前10時～  
午後10時  
場所 役場3階 大会議室  
※公聴会の傍聴希望者は直接会場へお越しください。

※公述人がいない場合、公聴会は開催されません。開催の有無はお問い合わせください。  
○公述申出書の提出方法  
公聴会で意見の発表を希望する人は、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・都市計画の原案についての利害関係および意見の要旨(400字以内)を記入した「公述申出書」(様式は問いません)を、直接ご持参いただくか、または郵送で、県原案は県知事あてに提出

してください。同じ趣旨の意見が複数ある場合は、県知事または町長が公述人を選定し、本人に通知します。  
提出先  
○県原案 〒371-1857  
0(住所不要) 群馬県都市計画課  
○町原案 〒370-111  
92(住所不要) 玉村町都市建設課  
締切日 10月25日(金) 必着